

災害時における食料等の供給に関する協定書

鈴鹿市消防本部（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における食料等の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の災害活動時における食料等の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な食料等の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、調達可能な食料等の供給に積極的に努めるものとする。

（物資等の内容）

第4条 甲が乙に要請する食料等の内容は別紙1のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項の規定により定めた以外の食料等の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（要請の手續等）

第5条 第2条の規定による要請は、食料等の供給に関する要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 要請を受けた食料等の供給可能数量及び価格を、乙は甲に対して速やかに伝えるものとする。

（食料等の運搬、受渡し）

第6条 食料等の運搬方法、受渡し場所及び日時については、甲と乙が協議して決定するものとする。

(費用請求及び支払事務)

第7条 第4条により乙が供給した食料等の費用については甲が負担するものとする。

2 乙は食料等の供給後、甲に対し「見積書」、「請求書」及び「納品書」を送付するものとする。

3 支払い方法は請求書払いの掛け売りとし、甲は原則銀行振込（別紙2に示す口座）にて速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 食料等の供給を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

2 甲と乙は、毎年4月に連絡先報告届（第2号様式）により連絡先を報告し、相互に共有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、協定期間が満了する一か月前までに、甲又は乙いずれからも相手側に対して特段の意思表示がないときは、同一条件で1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年3月10日

甲 鈴鹿市飯野寺家町217番地の1
鈴鹿市消防長 酒井 孝明

乙 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 作道 政昭

第1号様式

年 月 日

食料等の供給に関する要望書

マックスバリュ東海株式会社 御中

鈴鹿市消防長

電話等による要請日時	年 月 日 時 分	
品目・数量	品目	数量
引渡場所		
引渡日時	年 月 日 時 分	
連絡担当者	所 属： 氏 名： 連絡先：	
備考		

第2号様式

年 月 日現在

「災害時における食料等の供給に関する協定書」連絡先報告届

団体名 マックスバリュ東海株式会社

■代表連絡先

担 当 部 署	消防課 消防グループ
役 職・氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
F A X	

■緊急連絡先（代表連絡先に連絡がつかない場合の連絡先）

（第1連絡先）

担 当 部 署	第2事業部 第2事業部サポートグループ
役 職・氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
携帯電話番号	

（第2連絡先）

担 当 部 署	総務部 総務グループ
役 職・氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
携帯電話番号	

（第3連絡先）

担 当 部 署	
役 職・氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
携帯電話番号	

注意事項

※本様式により毎年4月に報告を行い、連絡先を共有すること。

※この連絡先は「災害時における食料等の供給に関する協定書」に記載する活動のみに使用し、その他の目的以外では使用しない。

※連絡先に変更があった場合は、その都度速やかに報告すること。

災害時に必要な食料等一覧

品目
飲料水
パン類
インスタント食品
レトルト食品
調味料
菓子類
果物
缶詰（イージーオープン）
その他

災害時における食料等調達費用に係る銀行振込先について

金融機関名	
口座種類	
口座番号	
口座名義	マックスバリュ東海株式会社